

この委任状は同一世帯の方または法定代理人が、住所異動届と同時に提出した場合のみ有効です。

委任状

※委任されるご本人が全て自筆してください。

東松山市長 宛て

		記入日		令和	年	月	日
(委任者)	住所異動後の住所	埼玉県東松山市					
	氏名					印	本人の手書き(署名) または記名押印
	生年月日	年	月	日	電話番号		
私は、今回の住所異動(転入・転居)に併せて、個人番号(マイナンバー)カードに関する次の権限を委任します。							
委任事項 (○で囲んだ番号のもの)		1 署名用電子証明書の失効及び発行に関する手続(代替文字選択を含む) 2 暗証番号の変更・再設定					
私は、下記の(同一世帯の者・法定代理人)を私の代理人として指定し、上記の権限を委任します。また、上記の番号1を委任した場合には私の個人番号カードの暗証番号も併せて示し、封入・封緘等を行い、持参させます。 ※()内のどちらかに○を付けてください。							
(代理人)	住所						
	氏名		生年月日	年	月	日	

暗証番号															
署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16文字)															
ふりがな															
番号															
住民基本台帳用暗証番号 (数字のみ4文字のもの)															

※数字の「0(ゼロ)」と英字の「O(おー)」、「1(いち)」と「l(あい)」など、混同しやすい文字にはふりがなを記入してください。

※暗証番号が一致しない場合、署名用電子証明書の手続は行えません。

※この委任状の返却及び記載内容の確認には応じられません。

※同一世帯員または法定代理人以外の方を代理人として指定する場合、及び異動届出後日に委任状を持参する場合は、照会・回答書(郵送)での手続となるため、当日の電子証明書の発行はできません。

委任者本人が、けがや障害などの身体の状況により書くことができずに代筆する場合は、下記に記入してください。

委任者は、個人番号(マイナンバー)カードの発行等の上記手続のための委任状の記入が困難であり、私_____が、本人の意思に基づき代筆しました。

転入・転居の手続のときにはマイナンバーカードの手続もあります！

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの継続利用手続（全ての方）と、署名用電子証明書の発行手続（希望者）が必要です。ご本人（15歳未満は親権者等の法定代理人）が手続することが原則です。

マイナンバーカードの継続利用手続は、同一世帯の方または法定代理人の方に限り、委任状なしで手続ができます。ただし、暗証番号が不明な場合は当日手続できません。暗証番号を確認の上、後日お手続ください。

親権者以外の法定代理人（※1）の場合には、登記事項証明書の提示が必要になります。

（※1）：法定代理人とは、親権者、未成年後見人、成年後見人をさし、原則として財産上の行為について代理権が認められています。法定代理人以外の代理人（任意代理人という）に委任する場合には必ず委任状が必要となります。

マイナンバーカードは、次の条件のときに使えなくなります。

- 1 住み始めた翌日から数えて14日を過ぎて住所異動の届出をした場合
- 2 転入届出をした翌日から数えて90日を過ぎた場合
- 3 転出証明書に書かれた転出予定日の翌日から数えて30日を過ぎた場合
- 4 有効期間が満了している場合

マイナンバーカードが使えなくなった場合には、再申請の必要があります。

電子証明書とは

電子証明書とはインターネット等で電子文書を作成・送信したり、ログインするときに利用します。電子証明書には、署名用電子証明書と利用者用電子証明書があります。

署名用電子証明書は、e-Tax（電子での確定申告等）やマイナポータルでの転出手続（ワンストップサービス）など、インターネット手続に利用され、「あなたがその文書を作成・送信したこと」を証明することができます。

利用者用電子証明書は、コンビニ交付や保険証利用の際に利用され、「ログインした者があなたであること」を証明することができます。

署名用電子証明書は、転入届出をすると失効（使えない）してしまいます。ただし、利用者用電子証明書は継続利用の手続が終わっていれば転入先でも有効（使える）です。

署名用電子証明書の発行手続を代理人が行う場合には

委任状を持参した同一世帯の方または法定代理人が住所異動届と同時にを行う場合に限り、当日に署名用電子証明書の発行ができます。ただし、暗証番号が不明な場合は当日の発行できません。照会・回答書の持参が必要になります（※1）。

住所異動届を提出時にマイナンバーカードをお忘れになった場合は、「マイナンバーカードが使えなくなる条件」に書かれた期間に気を付けて、早めに継続利用の手続をしてください。

（※1）：委任状を持参した代理人による申請手続後、市民課より申請者本人の意思確認のための照会・回答書を住所地へ送付します。その照会・回答書を再度代理人が持参して手続する必要があります。

手続できる場所及び時間

場所 市民課にて、平日及び日曜日 ※土曜日、祝日、年末年始は除く

時間 平日 8時30分から17時15分まで

日曜日 8時30分から12時30分まで（ただし第3土曜日の次の日曜日は除く）